

## (5) 課税標準の特例の適用状況

(単位:件,千円)

区分		法第73条の14第1項(第2項を含み、 法附則第11条第12項に該当するものを 除く)に該当するもの		法第73条の14第3項に 該当するもの		法第73条の14第6項に 該当するもの		法第73条の14第7項 に該当するもの	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	6,021	55,670,330			14	156,727	34	1,695,558
	承継分	44	315,278	1,809	9,371,917	-	-	1	730
	小計	6,065	55,985,608	1,809	9,371,917	14	156,727	35	1,696,288
	土地					9	17,998	7	368,193
	計	6,065	55,985,608	1,809	9,371,917	23	174,725	42	2,064,481

区分		法第73条の14第8項第 1号に該当するもの		法附則第11条第1項に 該当するもの		法附則第11条第3項に 該当するもの		法附則第11条第5項 に該当するもの	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	15	43,464			1	838,831	-	-
	承継分	-	-			-	-	1	5,612
	小計	15	43,464			1	838,831	1	5,612
	土地	-	-	358	53,743	1	300,061	-	-
	計	15	43,464	358	53,743	2	1,138,892	1	5,612

区分		法附則第11条第10項 に該当するもの		法附則第11条第12項 に該当するもの		法附則第11条の5第1 項に該当するもの		廃止後もなおその効力を有す る課税標準の特例の規定に該 当するもの	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	13	2,877,983	405	389,071			6	18,983
	承継分	-	-	-	-			-	-
	小計	13	2,877,983	405	389,071			6	18,983
	土地					12,837	58,126,910	-	-
	計	13	2,877,983	405	389,071	12,837	58,126,910	6	18,983

区分		その他課税標準の特例の 規定に該当するもの		合計	
		件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	3	34,241	6,512	61,725,188
	承継分	205	971,651	2,060	10,665,188
	小計	208	1,005,892	8,572	72,390,376
	土地	429	1,275,121	13,641	60,142,026
	計	637	2,281,013	22,213	132,532,402